

平成 17 年 4 月 15 日

各 位

東京都港区六本木六丁目 1 番 20 号  
株式会社ワイズテーブルコーポレーション  
代表取締役社長 金山 精三郎  
(コード番号：2798 東証マザーズ)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 庄司 靖  
(TEL 03-5412-0065)

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

平成 17 年 4 月 15 日開催の当社取締役会において、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 5 月 28 日開催予定の株主総会に提案することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、顧問および従業員に対し、当社に対する経営参画意識を喚起し、業績向上に対する貢献意識や士気を一層高めることを目的として、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領によりストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、顧問および従業員

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 1,000 株を上限とする。

なお、株主総会決議後において当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社の取締役会決議

により必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

1,000 個を上限とする（新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、(2) に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の比率で調整を行なう。）

(4) 各新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株主総会決議後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1 株当たり払込金額」は「1 株あたり譲渡価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行なう場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下新株予約権者という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年による退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

③その他の行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由およびその条件

①新株予約権者が、行使条件に該当しなくなったために新株予約権を行使できないこととなった場合または新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認ならびに株式移転承認議案が、株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。

以 上